

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、40年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付記録を訂正することが必要であるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する40年10月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から42年3月まで

私は、役場の職員から勧められ、また、夫の父親からも、「年金はちゃんと掛けんといかん。」と言われ、確かに夫婦二人分の未納保険料のすべてをさかのぼって一括納付したはずである。夫は、昭和42年4月から農事組合法人を経営し、従業員も7、8人雇っており、生活に困っていたということはない。

ねんきん特別便が届き、申立期間が未納とされているのを知り驚いた。

申立期間について、夫は納付済みとなっているのに、私の分が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、社会保険庁の特殊台帳及び旧A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫は、申立期間を含む昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料を第1回目の特例納付により47年6月30日に納付したことが確認できる。

また、その当時、申立人夫婦と同居していた申立人の夫の姉は、「弟夫婦から、いつごろかは覚えていないが、一緒に食事をしていた時に、『役場から国民年金保険料を一括して納付するように言われて、夫婦二人分の未納保険料を一括して納付した。』と聞いた。」と証言している。

なお、社会保険庁のオンライン記録によると、平成15年8月5日に、

申立人の国民年金被保険者資格取得日が昭和 40 年 10 月 1 日から同年 11 月 6 日に訂正されていることから、同年 10 月は、当初、国民年金の強制加入期間とされていたものと考えられる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する昭和 40 年 10 月の国民年金保険料は、還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

国民年金保険料を納付するのが困難な時には、妻が、旧 A 町（現在は、B 市）役場で夫婦二人分の免除の手続を行っていた。申立期間については、妻は免除期間とされているのに、私は免除期間とされていないことに納得がいかない。

申立期間について、国民年金保険料免除期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の妻は免除期間とされている上、昭和 37 年 4 月から 46 年 9 月までの期間及び 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間については、当初、夫婦共に免除期間（一部の期間については、その後追納されている。）とされており、申立期間について、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで
私の国民年金保険料は、昭和 47 年 10 月に国民年金に加入以降、旧 A 町役場の職員であった夫が役場で納付していた。申立期間の国民年金保険料も、夫が付加保険料を含めて役場で納付したはずである。
申立期間を定額保険料及び付加保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る国民年金の定額保険料については、申立期間は 3 か月と短期間である上、社会保険庁のオンライン記録によると、当初、未納とされていた申立期間直前の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）は、平成 20 年 10 月 14 日付けで納付済みに記録訂正されており、申立人の国民年金保険料の納付記録が適正に管理されていなかったものと認められる。
- 2 一方、申立期間に係る国民年金の付加保険料については、申立人は、昭和 50 年 6 月に国民年金の付加年金に加入以降、申立期間も含め、継続して付加保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁の特殊台帳及び旧 A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、56 年 4 月に付加年金を脱退した記録となっており、ほかに申立人が申立期間において、付加年金に加入し、付加保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 37 年 8 月 1 日から 39 年 2 月 26 日まで
②昭和 40 年 1 月 10 日から 43 年 2 月 11 日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していた。申立期間に係る厚生年金保険加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金が支給済みとの回答があった。

脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立期間②のB社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失後に脱退手当金を支給された記録となっている者の中には、当該事業所に係る被保険者資格喪失日から支給日までの期間が3か月以内の者がいる一方で、2年以上経過している者がいるなど、受給者によって支給までの期間に相当の差が見られる上、このうち、事情を聴取できた2人は共に「自分で脱退手当金の請求手続をした。」と証言していること、及び脱退手当金の支給記録は無いが、当該事業所における被保険者資格喪失時点で受給資格を有していた5人はいずれも、「退職時に、会社から脱退手当金制度についての説明は無かった。」と証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて、脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、申立期間②の事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、氏名の変更がなされておらず旧姓のままであるが、申立人は昭和 43 年 3 月 21 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 41 年 10 月から国民年金保険料を納付し始めたが、役場の人から、「国民年金保険料を昭和 41 年 4 月にさかのぼって納付してほしい。」と言われ、42 年 3 月 31 日に申立期間の国民年金保険料（6 か月分）をまとめて納付した。その当時、本来は 1 か月分ずつ検認する必要があるのに、当時の役場の担当者が、「これで大丈夫ですよ。」と言って、申立期間に該当する欄の端に 1 箇所だけ検認印を押したため、こんなずさんなことで良いのかと疑問に思ったことを覚えている。最近、ねんきん特別便が届き、申立期間が納付済みとなっていないことが判明した。申立期間の欄に検認印が押された国民年金手帳を持っているので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間当時、申立人は国民年金の任意加入対象者であることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 41 年 10 月 18 日の時点において、同年 4 月にさかのぼって国民年金に加入できなかったものと考えられるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、所持している国民年金手帳の昭和 41 年度国民年金印紙検認記録の「6月」及び「9月」の両欄にまたがって検認印が一つだけ押されていることを申立ての根拠の一つとしているが、当該印紙検認記録の「4月、5月、6月」の欄と「7月、8月、9月」の欄にはそれぞれ斜線が引かれている上、その検認印は、国民年金市町村事務取扱準則において、国民年金印紙検認台紙を切り離す際に押すことが義務付けられていた契印と考えられ、申立人は、その契印を申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す検認印と誤認している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から50年11月まで

私は、次女を出産する前の昭和43年10月に、A市からB町のアパートに転居した。私の夫は厚生年金保険に加入していたので、国民年金には、必ずしも加入しなくても良いことを知っていたが、転居後、しばらくして、アパートの管理人の奥さんから、「年金は大事だから。」と勧められたので加入することにした。加入手続は、自分で行った記憶が無く、管理人の奥さんが手続をしてくれたと思う。保険料は、自治会の集金人に納付していたが、加入を勧めた管理人の奥さんが集金人として集金に来たこともあった。その後、48年6月に、A市に転居し、そこでも自治会が集金に来ていたので、保険料を納付していた。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立人は、申立期間当時に居住していたアパートの管理人の妻が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたはずであると主張しているが、管理人の妻に事情を聴取しても、申立人の国民年金の加入手続を行ったかどうか覚えておらず、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月及び同年5月、5年3月、6年4月から7年1月までの期間、7年7月から同年10月までの期間、8年3月並びに9年8月から11年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成3年4月及び同年5月
②平成5年3月
③平成6年4月から7年1月まで
④平成7年7月から同年10月まで
⑤平成8年3月
⑥平成9年8月から11年10月まで

私は、社会保険事務所に国民年金納付記録の照会をしたところ、申立期間については、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答であった。申立期間の国民年金保険料は、納付書により銀行又は市役所で納付していた。その間、滞納の通知も無く、きちんと処理されていると思ひ、領収書は保管していない。また、申立期間⑥の一部は免除期間とされているが、申立てを行うまで、免除制度を知らなかった。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「納付書が送られてきたものはすべて納付している。」と主張するのみである上、申立期間は6回にも及び、これだけの回

数の事務処理を行政が続けて誤ることは考えにくい。

さらに、申立人は、平成3年にA市で、申立人又は申立人の母親が、申立人に係る国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、5年5月以降にB市で払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 498 (事案 142 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年8月までの期間及び51年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和48年12月から50年8月まで
②昭和51年3月

申立期間の国民年金保険料については、役場から特例納付勧奨通知が送られてきたので、私が役場で、夫婦二人分の保険料(一人当たり8万円の合計16万円)を納付した。社会保険庁の記録においては、昭和39年5月から40年2月までの保険料を55年6月に納付したことになるが、申立期間についても、その時に一緒に納付したはずである。申立期間について、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和55年6月に第3回目の特例納付により納付した期間(昭和39年5月から40年2月までの期間)と一緒に特例納付により納付したと主張しているが、社会保険庁の記録上、申立期間はいずれも国民年金の未加入期間であり、特例納付により納付することができない期間であること、39年5月から40年2月までの期間の夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付により納付したことを、申立期間についても夫婦二人分を特例納付により納付したと誤認の上、夫婦二人に対する二度にわたる特例納付の納付勧奨のそれぞれに対して、夫婦二人分を特例納付したと誤認している可能性も否定できないこと、及び国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に、当委員会の決定に基づき、平成20年6月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、平成 20 年 6 月 25 日付けの通知において、「・・・39 年 5 月から 40 年 2 月までの国民年金保険料（夫婦二人で 4 万円。一人当たり 2 万円。）を夫婦共に特例納付した記録が確認でき、・・・」と記載されていることについて、記載されている金額は誤っており、昭和 55 年 6 月に申立期間の国民年金保険料を一括納付したと改めて主張しているが、その通知に記載された金額に誤りがある（正しくは、夫婦二人で 8 万円。一人当たり 4 万円。）ことは認められるものの、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 499 (事案 141 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年8月までの期間及び51年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和48年12月から50年8月まで
②昭和51年3月

申立期間の国民年金保険料については、役場から特例納付勧奨通知が送られてきたので、夫が役場で、夫婦二人分の保険料(一人当たり8万円の合計16万円)を納付した。社会保険庁の記録においては、昭和39年5月から40年2月までの保険料を55年6月に納付したことになるが、申立期間についても、夫が、その時に一緒に納付したはずである。申立期間について、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立人の夫が昭和55年6月に第3回目の特例納付により納付した期間(昭和39年5月から40年2月までの期間)と一緒に特例納付により納付したと主張しているが、社会保険庁の記録上、申立期間はいずれも国民年金の未加入期間であり、特例納付により納付することができない期間であること、申立人の夫が39年5月から40年2月までの期間の夫婦二人分の国民年金保険料を特例納付により納付したことを、申立期間についても夫婦二人分を特例納付により納付したと誤認の上、夫婦二人に対する二度にわたる特例納付の納付勧奨のそれぞれに対して、夫婦二人分を特例納付したと誤認している可能性も否定できないこと、及び国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に、当委員会の決定に基づき、平成20年6月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が

行われている。

申立人は、平成 20 年 6 月 25 日付けの通知において、「・・・39 年 5 月から 40 年 2 月までの国民年金保険料（夫婦二人で 4 万円。一人当たり 2 万円。）を夫婦共に特例納付した記録が確認でき、・・・」と記載されていることについて、記載されている金額は誤っており、申立人の夫が昭和 55 年 6 月に申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと改めて主張しているが、その通知に記載された金額に誤りがある（正しくは、夫婦二人で 8 万円。一人当たり 4 万円。）ことは認められるものの、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料については、免除の申請を行った。その後、夫が、「年金を受給する時に少しでも年金額が多い方が良いだらう。」と言って、時期は覚えていないが、申立期間の免除期間を追納してくれた。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金保険料の追納に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を追納したとする申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の夫は既に死亡しており、国民年金保険料の追納状況等が不明である。

また、旧A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿には、申立人及び申立人の夫について、免除期間とされている年度の各欄に、追納した場合の保険料額が記載されており、同町が夫婦二人分の追納に必要な金額の問い合わせを受けたことがうかがえるものの、社会保険庁のオンライン記録及び同町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間に係る国民年金保険料を追納したとする申立人の夫については、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの期間は申立人と同様に免除期間とされており、同年4月から43年3月までの国民年金保険料は現年度納付されていることが確認でき、ほかに申立人の夫が夫婦二人分の免除期間を追納したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から50年3月まで

私は、成人式の時に、20歳になったら国民年金に加入しなければならないことを知り、国民年金に加入し、申立期間の保険料は納付組織で納付していたと思う。当時、死亡した父親の後を継いでレストランを営んでいたため、生活に困窮しておらず、国民年金保険料を納付するだけの経済的な余裕があった。申立期間当時、同居していた姉は納付済みとされているのに、私の分が未納とされていることには納得できない。40年も前のことであり、納付していたことを示す資料は無いが、役場の年金納付証明書に基づき青色申告をしていたはずである。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和51年4月ごろと推認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が加入していたとする旧A町（現在は、B市）内の納付組織の収納名簿によると、申立人については、昭和47年度から52年度までの収納欄のうち、50年度以降の分しか収納記録が確認できない上、50年度の国民年金保険料を昭和51年4月30日に一括納付していること、及び51年度の第1期分から3か月ごとに申立人の姉と同一日に現年度納付

していることが確認できることから、申立人は、50 年度分の国民年金保険料から納付し始めたと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から39年12月まで

几帳面な性格で子供の将来を考えていた母親が、私の国民年金保険料の納付を忘れることは考えられない。申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親は、現在療養中のため事情を聴取できず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立人が申立期間を含め国民年金に加入した形跡は認められず、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和26年7月から28年4月まで
: ②昭和28年7月から29年12月まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社にそれぞれ勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所へ問い合わせたところ、いずれの事業所についても、申立期間において厚生年金保険の適用事業所として確認ができないとの回答を受けた。

いずれの事業所に勤務している時にも、病院で治療を受けた記憶があるので、健康保険に加入していたと思うし、厚生年金保険にも加入していたと思う。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

申立期間①については、申立人が勤務していたとするA社は、社会保険庁の記録上、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人は、当時、当該事業所の従業員数は申立人を含めて3人のみであったことを証言していることから、その当時、当該事業所は、厚生年金保険法の適用事業所には該当しなかったことがうかがえる。

また、当時の事業主や同僚等は所在不明であり、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人がB社に勤務していたことは、同僚の証言により推認できるが、当該事業所は昭和27年1月24日に全喪し、社会

保険庁の記録上、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、欠番も無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

また、当時の事業主及び役員は所在不明であり、当時、経理を担当していた同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人が申立期間②の事業所で一緒に勤務していたと記憶している同僚は、申立期間②当時、別の事業所において被保険者記録が確認でき、申立人は、当該事業所に勤務していた時期を誤認している可能性も否定できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 20 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 8 月 20 日ごろから 45 年 9 月末日ごろまで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が確認できないとの回答があった。しかし、申立期間についても、給料から何か控除されていたことを覚えているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日はオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は死亡しており、当時の役員及び同僚に聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

加えて、当時の役員が所持している当該事業所の労働者名簿には、申立人の雇入日が昭和 45 年 4 月 1 日、退職日が同年 9 月 29 日と記載されており、オンライン記録上の申立人の当該事業所における被保険者期間と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 9 日から 34 年 5 月 12 日まで

申立期間のA社に係る厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答があった。当該事業所にダンプカーの運転手として勤務していたことは間違いないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、複数の同僚の証言から推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間及びその前後の期間において、被保険者は資格取得日順、かつ、健康保険の番号順に記載されており、欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は、「当時は、現場代理人、ダンプの運転手、飯場の社員等の多くは日雇いであり、ダンプ運転手に、厚生年金保険に加入していた者はいなかった。」としている上、申立期間において申立人と一緒に当該事業所にダンプカーの運転手として勤務していたと申立人が記憶している二人についてみても、一人については、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できず、当該事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認できる一人についても、申立期間の7年後の昭和 41 年 4 月 1

日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人の当時の上司は、「申立人は、当時、運転手をしており、厚生年金保険に加入していなかった。」としている上、申立期間において当該事業所に勤務し、申立人を覚えている二人はいずれも、「当時、運転手は厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」としている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 40 年 1 月 8 日まで

私は、昭和 35 年 4 月に父親が創業した A 社に就職し、厚生年金保険に加入していた。36 年 12 月 26 日に、有限会社となったが、勤務実態に変化は無い上、母親が経理をしていたので保険料を支払っていたはずであり、申立期間が被保険者期間になっていないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社(有限会社)の取締役であったことは、商業登記簿謄本等により確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁の記録上、A 社(有限会社となる前の個人事業所)は、昭和 37 年 6 月 1 日に全喪し、A 社(有限会社)は 39 年 8 月 1 日に新規適用されていることから、申立期間の大部分はいずれの事業所においても適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、社会保険庁が保管している A 社(個人事業所)に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格喪失日及び A 社(有限会社)に係る被保険者原票の資格取得日は、いずれもオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

加えて、申立人は、経理を担当していた申立人の母親が申立人の保険料を納付していたと主張しているが、当時の事業主である申立人の父親は既に死亡しており、申立人の母親は、現在療養中のため事情を聴取できず、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを

うかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。